

弘前市長 様

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

令和3年度弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付申請書

令和3年度において実施する弘前市空き家・空き地利活用事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

また、申請内容確認のため、申請者及び同居者の家族構成、納税状況等について、市の保有する公簿により確認することに同意します。

なお、現に同居している親族については、納税状況等の確認を市が行うことについて同意を得ております。

同意者 申請者 氏名同意者 同居者(現に同居している親族を除く。)住所氏名

記

1 交付申請額		円			
2 補助事業の区分		<input type="checkbox"/> 空き家の購入 <input type="checkbox"/> 空き地の購入 <input type="checkbox"/> 解体更地渡しの土地の購入 <input type="checkbox"/> 空き家の賃借 <input type="checkbox"/> 空き家の解体 <input type="checkbox"/> 動産の廃棄			
3 補助事業者 の区分		<input type="checkbox"/> 一般枠	<input type="checkbox"/> 子育て枠	<input type="checkbox"/> 市内在住者	<input type="checkbox"/> 移住者
		<input type="checkbox"/> 長期登録物件の購入又は賃借			
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 空き家の購入	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 補助対象物件の売買契約書の案又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真 (5) 申請者及び同居者の住民票の写し（本籍地記載のもの）（市内在住者で、上記同意欄に記名がある場合は省略できます。） (6) 誓約書兼同意書（様式第3号） (7) 賃貸借関係がわかる契約書等の写し（現居住物件が戸建賃貸の場合に限る。） (8) 母子手帳の出産予定日と母親が確認できる部分の写し（申請者が子育て枠で申請する場合であって、かつ、子どものいない世帯に属する場合に限る。）			

裏面あり

4 添付書類	□空き地・ 解体更地 渡しの土 地の購入	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 補助対象物件の売買契約書の案又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の土地に新築する住宅の見積書の写し (4) 補助対象物件の位置図 (5) 補助対象物件の写真 (6) 申請者及び同居者の住民票の写し（本籍地記載のもの）（市内在住者で、上記同意欄に記名がある場合は省略できます。） (7) 誓約書兼同意書（様式第3号） (8) 貸貸借関係がわかる契約書等の写し（現居住物件が戸建賃貸の場合に限る。） (9) 母子手帳の出産予定日と母親が確認できる部分の写し（申請者が子育て枠で申請する場合であって、かつ、子どものいない世帯に属する場合に限る。）
	□空き家 の賃借	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 補助対象物件の賃貸借契約書の案又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真 (5) 申請者及び同居者の住民票の写し（本籍地記載のもの）（市内在住者で、上記同意欄に記名がある場合は省略できます。） (6) 誓約書兼同意書（様式第3号） (7) 貸貸借関係がわかる契約書等の写し（現居住物件が戸建賃貸の場合に限る。） (8) 母子手帳の出産予定日と母親が確認できる部分の写し（申請者が子育て枠で申請する場合であって、かつ、子どものいない世帯に属する場合に限る。）
	□空き家 の解体	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 解体工事の見積書の写し (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真 (5) 申請者の住民票の写し（本籍地記載のもの）（市内在住者で、上記同意欄に記名がある場合は省略できます。） (6) 誓約書兼同意書（様式第3号） (7) 補助対象物件解体後の土地の売買契約が成立する見込みであることを証する書類
	□動産の 廃棄	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 動産廃棄費用の見積書の写し (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真（建物内部の写真を含む。） (5) 申請者の住民票の写し（本籍地記載のもの）（市内在住者で、上記同意欄に記名がある場合は省略できます。） (6) 誓約書兼同意書（様式第3号） (7) 補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約が成立する見込みであることを証する書類

備考 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：建設部建築指導課 電話：40-0522